

令和3年有田市議会3月定例会

議事日程（第4号）

令和3年3月24日 午前10時開議

- | | | |
|-------|-----------------------|----------------------------------|
| 日程 1 | 議案第2号 | 有田市国民健康保険条例等の一部を改正する条例 |
| 日程 2 | 議案第3号 | 有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程 3 | 議案第4号 | 有田市介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程 4 | 議案第5号 | 有田市社会体育施設条例の一部を改正する条例 |
| 日程 5 | 議案第6号 | 有田市箕島駅前駐車場条例の一部を改正する条例 |
| 日程 6 | 議案第7号 | 有田市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程 7 | 議案第8号 | 有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程 8 | 議案第9号 | 有田市子ども医療費の支給条例の一部を改正する条例 |
| 日程 9 | 議案第10号 | 有田市民体育館空調設備整備基金条例を廃止する条例 |
| 日程 10 | 議案第11号 | 有田市手話言語条例 |
| 日程 11 | 議案第24号 | 工事請負契約について |
| 日程 12 | 議案第14号 | 令和3年度有田市一般会計予算 |
| 日程 13 | 議案第15号 | 令和3年度有田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程 14 | 議案第16号 | 令和3年度有田市初島財産区特別会計予算 |
| 日程 15 | 議案第17号 | 令和3年度有田市漁業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程 16 | 議案第18号 | 令和3年度有田市介護保険特別会計予算 |
| 日程 17 | 議案第19号 | 令和3年度有田市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程 18 | 議案第20号 | 令和3年度有田市上水道事業会計予算 |
| 日程 19 | 議案第21号 | 令和3年度有田市立病院事業会計予算 |
| 日程 20 | 議案第22号 | 初島財産区管理委員の選任について |
| 日程 21 | 議案第23号 | 副市長の選任について |
| 日程 22 | 発議第1号 | 有田市議会会議規則の一部を改正する規則 |
| 日程 23 | 議員派遣の件について | |
| 日程 24 | 各委員会の閉会中の継続審査及び調査について | |

会議に付した事件

- | | | |
|-------|-------------------------|--------------------------|
| 日程 1 | 議案第2号 | 有田市国民健康保険条例等の一部を改正する条例から |
| 日程 24 | 各委員会の閉会中の継続審査及び調査についてまで | |

出席議員 15名

1番	中西登志明	2番	上野山善久
3番	成川満	4番	小西敬民
5番	上山寿示	6番	池田敦城
7番	岡田行弘	8番	児嶋清秋
9番	中谷桂三	10番	堀川明
11番	生駒三雄	12番	宇野博治
13番	福永広次	14番	西口正助
15番	浜口元司		

欠席議員 0名

議事説明員

市長	望月良男	副市長	田代利彦
教育長	前田悦雄	経営管理部長	嶋田博之
経営管理部理事	大松満至	経営管理部参事	喜多俊充
市民福祉部長	宮崎三穂子	経済建設部長	河野孝司
経済建設部理事	鈴木順一	水道事務所長	江川敦夫
教育次長	谷輪吉伸	教育委員会参事	伊藤正人
消防長	嶋田富司	病院事務長	神保佳紀
経営企画課長	山本芳規	防災安全課長	上田敏寛
総務課長	御前一晃	市民課長	馬倉三喜
生活環境課長	石井哲也	福祉課長	松村尚彦
健康課長	桃井克博	高齢介護課長	若松伸行
産業振興課長	鎌田利宏	建設課長	脇村哲弘
地籍調査課長	栗山京三	水道課長	北野宏幸
会計管理者	森川直子	生涯学習課長	嶋田実明
消防本部総務課長	尾藤海男樹	庶務課長	石井絹代

議会事務局職員

局長	田中聡	次長	福永康一
書記	大谷真也		

午前10時00分 開議

○議長（生駒三雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

○議会事務局長（田中 聡君） 報告いたします。

3月24日付をもって、堀川明議員外2名の方から、発議第1号、有田市議会会議規則の一部を改正する規則が提出されました。

お手元へ配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（生駒三雄君） 諸般の報告は終わりました。

これより日程に入ります。

日程1、議案第2号から日程19、議案第21号までの議案19件を一括議題とし、各委員長から審査の結果について、順次報告を願うことにいたします。

まず、総務建設委員会委員長宇野博治君。

○総務建設委員会委員長（宇野博治君） 総務建設委員会から報告いたします。

当委員会に付託されました案件について、3月15日、当局の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案第24号については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たっては、多くの意見が出されましたが、次の意見について申し添えておきたいと思っております。

まず、議案第6号、有田市箕島駅前駐車場条例の一部を改正する条例について、市営の駐車場は利用者にとって分かりやすい料金システムであることが望ましいと思われれます。箕島駅周辺にある文化福祉センターや市民会館の駐車場についても、箕島駅前駐車場と統一した料金システムとすることができないか、今後経費面などを含め、いろんな角度から検討していただきたいとの意見がありました。

次に、議案第24号、工事請負契約について、デジタル防災行政無線整備工事は大変大きな金額の工事であります。工事に当たっては、有田市全域においてクリアな放送を聞くことができるよう、そして後日聞き取りにくいケースが出た場合、追加費用が発生することのないよう施工していただきたいとの意見がありました。

以上の意見を申し添え、総務建設委員会からの報告を終わります。

○議長（生駒三雄君） 委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑の通告はありませんでした。

次に、文教厚生委員会委員長上山寿示君。

○文教厚生委員会委員長（上山寿示君） 文教厚生委員会から報告いたします。

当委員会に付託されました案件について、3月16日、当局の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第9号、議

案第10号及び議案第11号につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第5号において、利用部分が4分の1面の場合の冷暖房機利用料については、2分の1面での運用で考えているということであったので、その部分については分かりやすい内容で周知し、クレーム等には十分対応できる準備を整えるようにとの意見がありました。

次に、議案第9号については、議員の提言も受け入れ、医療費の無料化を高校卒業まで延長されたことは、大いに評価するとの意見がありました。

次に、議案第11号については、まずは、市役所内で手話通訳の派遣を必要とする行事やイベントをある程度決めるとのことですが、その際は、契約している手話通訳の方だけに派遣を依頼するのではなく、条文中の市民の役割にもあるように、全ての市民が基本理念に対する理解を深め、興味を持っていただくために手話通訳のできる方にも参加できる機会を設けるなど、その機運を高められるようにとの意見があったことを申し添え、文教厚生委員会からの報告を終わります。

○議長（生駒三雄君） 委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑の通告はありませんでした。

次に、予算決算委員会委員長岡田行弘君。

○予算決算委員会委員長（岡田行弘君） 予算決算委員会から報告いたします。

当委員会に付託されました案件について、3月17日、18日、19日及び22日の4日間にわたり当局の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第14号は賛成多数にて可決、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号及び議案第21号につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たっては、多岐にわたる意見が出されましたが、次の意見について改めて申し上げます。

まず、議案第14号、令和3年度有田市一般会計予算、歳出の部、第2款、第1項、第4目における市有地使用状況調査業務委託料について、初島、港地域における市有地の占有について、有田市における長年の課題であったが、取り組むからにはしっかりと現況調査を実施され、公平性の確保を図りながら慎重に進めていただきたいとの意見がありました。

次に、同じく第2款、第1項、第8目における移住定住推進事業については、以前より矢櫃地区における移住等の促進に取り組まれているが、なぜ人口が減少したのか、なぜもともと住んでおられた人々が地域を離れられたのか、その理由を認識する必要があるのではないか、住み続けることができるための施策も重要だと思われる。

次に、第3款、第2項、児童福祉費について、児童福祉には子供の命を守るという強い気持ちで取り組んでいただき、各種関連機関においては相互連携に努められ、児童虐待の防止には万全を期していただきたいとの意見がありました。

次に、第6款、第1項、第2目における企業立地促進事務事業について、実際に企業を誘致することは大変難しいことであると思われる。誘致することはもちろん重要なことで

あるが、現存する企業を撤退させないことはそれ以上に重要なことであるので、その点も含めて取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、第7款、第4項、第3目における新都市公園整備事業に関して、使用料及び立入り制限の設定等については、今後検討していくとのことであるが、事業の実施以前に協議しておくべきものではないか、また、ある程度の事業予定の説明は適切な予算審査のためには必要であると思われる。丁寧な説明ができるように準備していただきたいとの意見がありました。

次に、第9款、第3項、第2目有和中学校建設事業費に関して、ぜひ市内の事業者育成及び産業振興の推進を図られるとともに、市内の業者、事業者のために取り組まれた成果が説明できるように取組をお願いしたい。また、業者選定に当たっては、公明性、透明性が担保されるようお願いしたいとの意見がありました。

そして、建設工事監理業務委託料については、設計業務と監理業務を分離し、第三者監理方式を採用されるようお願いしたいとの意見がありました。

そしてもう1点、過年度学校施設環境改善交付金返還金に関し、武道場が来年5月1日以降に解体された場合返還金が発生しないこと、及び解体を1年延期しなかったことに対し明確な説明がされなかった。丁寧な説明に欠けるところがあったと思われる。以前からどうすればスムーズに進められるのか検討を重ねてきた中で、設計の段階において解体のことも把握しているはず。それも含めた上で方針を決めたのであれば、より丁寧で、より分かりやすい説明をしなければならないとの意見がありました。

次に、議案第20号、令和3年度有田市上水道事業会計予算、実施計画説明書における水道料金徴収包括業務委託料及び警備委託料に関して、今後、契約内容が変更される場合には必ず詳細な説明をしていただきたいとの意見がありました。

最後に、議案第21号、令和3年度有田市立病院事業会計予算、新病院基本構想策定支援委託料について、令和3年度中に調査検討し結論を出すとのことであるが、有田市立病院はどうあるべきかというところから始めるべきである。どのような病院にするのが大切であると思うので、基本構想が策定された時点において、詳細な報告をしていただきたいとの意見がありました。

以上の意見を申し上げるとともに、委員会で指摘されたその他の事項についても、十分に精査され、施策に反映されることを期待いたします。

以上で、予算決算委員会からの報告を終わります。

○議長（生駒三雄君） 以上をもって、各委員長の報告は終わりました。

これより討論に入ります。

議案第14号について、2名の討論の通告があります。

まず、原案に反対者の発言を許すことにいたします。

4番小西敬民君。

〔4番 小西敬民君 登壇〕

○4番（小西敬民君） 日本共産党の小西敬民でございます。議案第14号、令和3年度有田市一般会計予算に対する反対討論を行います。

地方自治法第1条に基づく予算編成が、住民の福祉の増進に役立っているか、この点が

問われていると思います。消費税増税により、家計はますます火の車となっています。その上、今回の新型コロナウイルスのショックで買い物どころか、将来へ蓄えた預貯金を取り崩す日々が続いています。

もう一つは、社会保障の改悪が医療、介護、年金など全分野にわたって予算が削られ、自己負担額が増えようとしています。国民年金では、物価下落においても年200円の減額、厚生年金では年400円の減額、一見少額に思えますが、皆さんはどう思われますか。

75歳以上の高齢者の方々は、医療費窓口負担が2倍に引き上げられます。この議会で国に対して1割の負担でという意見書を採択いたしました。2倍に引き上げられます。このことは、体が悪くなっても病院にかからない、受診抑制につながるのではないのでしょうか。

コロナワクチンの接種が始まりますが、経済活動も再開をされますと、第4波の波が来る、来そうになっている。ケア労働（医師、看護師、ケースワーカー、介護従事者、教師、保育士、その他なくてはならない労働に従事している人々）は、この新型コロナウイルスの脅威にさらされようとしているわけですので、より一層の感染対策が求められます。非正規労働、アルバイトで働く皆様方もそうであります。

当市の現状は、予算規模196億5,600万円です。過去最高になります。この中に含まれる消費税交付金は4億9,500万円、これをどう評価しますか。本来は大型公共事業予算や大企業優遇税制、軍事費を削り、福祉予算に今はコロナ関連予算を増大させなければ安全で安心な社会生活を営むことはできないと考えます。

この予算に先見性はありますか。持続性はありますか。財政の裏づけはありますかということをお考えます。

評価する項目もあります。新規事業に取り組まれた結婚から出産、子育て、移住、住宅取得まで、予算1億9,500万円計上されたことであります。私が聞くところによると、大変好評であります。

例えば結婚支援金30万円、出産1人目10万円、2人目30万円、3人目50万円、高校生（18歳）医療費無料化、病児病後児保育無料化導入が上げられます。和歌山県下でこのような福祉政策を持つのは初めてであり、近畿圏でもありません。先進を走ったわけですので。これは市長をはじめ、職員の頑張りが新制度制定の原動力となっています。

財源はふるさと応援基金の利用であります。また、介護保険の条例の改正により、第8期令和3年度から5年度の料金改定は現状維持であることを評価します。

箕島駅前駐車場条例の一部の改正は、長時間駐車単価引下げを行った。いずれも市民生活の利便性を高め、向上を図ることとなります。

私は立憲主義を重んじ、憲法で定められた国民の権利を前進させる。そのことが地方自治にも言えると考えます。格差の広がり、地場産業の衰退、人口減に歯止めをかけるために、行政と議会、住民が一体となった取り組む姿勢を将来考えています。そのため、私は1年に1回、市政アンケートを市民の皆さんにお願いをしています。

直接お伺いしてアンケートに答えてもらうやり方、それから、私書箱を用意して回答を投函してもらう、こういうやり方ですが、今、年金を下げるなどという問題とコロナで外へ出られなくなったので寂しいとか、こういう話が舞い戻ってきている現状でござ

います。

改めて報告を考えております。これは、小西自身が独りよがりな政策は書けないという立場でございます。一つ有名な方のお話をさせていただきます。

出羽米沢藩主上杉鷹山の言葉に、「なせば成る なさねば成らぬ何事も 成らぬは人の なさぬなりけり」という言葉であります。藩の財政を立て直した、そういう方でございます。この方は、使わずに一生懸命ためることを推奨するということでありました。しかし、後世に残るその当時のやり方だったという評価でございます。

コロナ禍が収束して不安から解放されたとき、有田市の人権が守られる世の中に今から変える努力が必要であります。私たちが、次の子供たちに託す未来への希望であります。私は、さきに行った一般質問での答弁をいただきました。そのとおり市運営に努めていただきますよう要望します。

これで反対討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（生駒三雄君） これにて、4番小西敬民君の反対討論は終わりました。

次に、原案について賛成討論の通告はありませんでした。

次に、原案に反対者の発言を許すことにいたします。

6番池田敦城君。

〔6番 池田敦城君 登壇〕

○6番（池田敦城君） それでは、信念を持って討論に入ります。

あいつは市長が嫌いやから文句ばかり言うてんのか、あいつは文句ばかり言う、難癖ばかりと心ない言葉も過去幾度となく聞こえてまいりました。ただの議員が何を言ってもあかんと幾度となく「むなしさ」を覚えることも……私はその都度理解されないことの難しさを感じつつ、有田市のために何が必要なのかと真剣に考えます。

「真剣」に考えるとき、まず、この議場で堂々と自分の意見を述べること、そして市民の代表たる議会の皆様、市民の代表たる市長、公僕たる職員の皆様に御理解と御賛同を賜りたいという思いを「真剣」に語ること。その上で、「是々非々」で市民のために汗を流しませんかと「真剣」に問いかけること。これが真の議員としての最低限の務めであると信じています。

今回も私は、この思いが皆様に届くようにと、「令和3年度一般会計予算案について」反対の立場から討論を行います。

まず、予算案の全体像を見てみましょう。この全体像を見る際、自治体の今が一番分かりやすいと言われるのが、経常収支比率であります。経常収支比率とは、地方公共団体の財政構造の弾力性（皆さんトランポリンを想像してください。）を表しており、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを比率で示しています。

この比率は、おおむね70%から80%の間であることが理想であると言われてます。つまり、100億円のお金が入って、必要経費80億円を充てた場合、20億円の余裕、これを有田市民の生活が豊かになるような政策に用いることができる。簡単に言えば20%の力が蓄えられる。

70億円を充てたならば30億円の余裕という具合に。先ほど申し上げたように70から80%が理想というのは、毎年安定した形が取れば10年間で200億円から300億円の力がつきま

す。これが90%になると10億円、100%だとゼロ円ということで、トランポリンを使えないということ。100%だと100億円が入って、100億円最低限必要なことに充てるということで、これは有田市民の皆様には薄氷の上を歩いてくださいということです。

ここで、過去の経常収支比率を皆様にご覧いただきたいと思います。

平成15年99.3%、平成16年99.2%、平成17年109.6%、平成18年96.7%、平成19年103.3%、平成20年88.1%、この平成20年9月から現望月市政へと変わります。

続けて、平成21年97.1%、平成22年92.8%、平成23年88.6%、平成24年99.7%、平成25年87.5%、平成26年100.6%、平成27年90.3%、平成28年96.6%、平成29年96.6%、平成30年102.1%、令和元年100.6%、恐らく令和2年度も100%前後でしょう。

市長、あなたの市政下、言葉が乱暴かもしれませんが、やばくないですか。つまり、例えるなら「有田市100億円に対して、有田市民のために最低限使用しなければならないお金が100億円以上必要」ということになります。有田市民に薄氷の上を歩かせているという、この事実を改善するどころか、令和3年度予算の在り方は、我が有田市に薄氷が割れ、冷たい水に足をつけさせてしまう。

また、簡単に言えば、必要なときに出し、余ったら入れ、有田市民のためにいつでも緊急で出すことができるという性質を持つ、言わば預金通帳額の記された財政調整基金が昨年度は6億円の取崩し、本年度は8億8,000万円の取崩し、苦しい財政状況で「市民の皆様にお金がないので」と市民の要望を断る常套手段を持つ行政が、たった2年で財政調整基金残高の半分以上の14億8,800万円を取り崩す、もう薄氷が割れます。これが分かりやすい俯瞰的な数字で、有田市の厳し過ぎる事情ではないでしょうか。

財政難で危機的状況であった過去の有田市と比較しているようですが、何か錯覚をしているのか、見当違いをしているのか、数字がそれを表しています。この全体像を知った上で、議案第14号、令和3年度有田市一般会計予算案、第9款教育費、第3項中学校費、第2目有和中学校建設事業費における工事請負費15億2,421万3,000円、並びに償還金利子及び割引料3,292万6,000円の計15億5,713万9,000円について、まず、有和中学校建設については、前12月議会において、一般質問でもるる申し上げてまいりましたが、それ以降、市長が述べた日本一の公立中学校にするための確固たる説明もなく、今日に至ったわけですが、市民から負託を受けた議員がただしているのに何もせず、耳触りのよい表現で市民をだますような発言をされた市長並びに当局に対し、今回の建設事業費における予算案を、「はい、そうですか」と安易に認められるはずがありません。

市長が述べた日本一という言葉の裏づけ、いわゆる確固たるビジョンも見えない、しかもこの財政状況下、有田市民の今後の生活を考えると賛成できません。

首長の言葉には、それだけ責任があるということも理解せず、統合中学校を建設したいがための「日本一」という発想・発言も賛成できません。おのれの市長在任中のレガシーを残すための思考で統合中学校建設ということであれば、なおさら賛成できません。

また、今後の人口減少と財政状況を鑑みたとき、60億円以上もの膨大な税金を投入し、このような中学校は果たして必要なのかとただしてきました。有和中学校建設事業費における償還金、利子及び割引料3,292万6,000円の予算、その1点目、過年度社会資本整備総合交付金返還金1,610万1,000円は、紀文ホール建設等に伴い、国から一定の条件が課せら

れ、当時交付された1億3,069万6,000円、しかし、今回有和中学校建設に当たり、整備を行う必要があるためにその条件がクリアできないので、国に返還を要するための予算。もう一度言います、1,610万1,000円。これは「国との約束をほごにしまい、すみません、ちょっと適当に計画してしまいましたので、一旦壊します。ですから、お金を返します」ということ。

こんなことをして、国や県から信用を得ることができますか。まあしょせん国や県も税金、人の金としか考えていないでしょうが、また、有田市の俯瞰的に見た財政状況を考えたら、お金を返しますという余裕がどこにあるのでしょうか。ですから、賛成できません。

2点目の過年度学校施設環境改善交付金返還金1,682万5,000円は、現武道場建設に伴い、国から一定の条件が課せられ、当時交付された2,358万2,000円、こちらも有和中学校建設に伴い、武道場解体のためにその条件がクリアできないために、国に返還を要する予算。もう一度言います、1,682万5,000円。これも「国との約束をほごにしました。すみません、計画がずさんでしたからお金を返します」。

こんなことを、市民の皆様から負託をいただいた議員として賛成できるはずがありません。議員の皆さん、どうでしょう。1点目の交付金については、短いものについては5年、長いものについては30年の使用を条件に返還が免除されるものでありますが、平成28年、29年の案件であるがゆえにそれらの条件をクリアするのは非常に困難であると思われま

しかし、2点目の交付金については、10年の使用を条件に返還が免除されるものであり、こちらは来年令和4年5月1日まで現状のまま使用すると返還の必要はなくなるわけですが、ではなぜもう1年先延ばしにしなかったのか。そこにはしょせん税金、人のお金で自分のお金ではないという市当局の腹の底が見え、ずさん極まりない計画がすすけて見えます。

全国でこのたびのコロナ禍で、どれほどの方が自ら命を絶ったのか。廃業に追い込まれたのか。全国でどれほどの飲食業が苦しんでいるのか。全国でどれほどの旅行業者が苦しんでいるのか。全国の動向は数年後、必ず有田市に降りかかります。

今までも、これからも社会の苦しさの中から税金を納めてくれている有田市民がいます。確かに国民の3大義務の一つですが、義務を果たせば当然権利が発生します。この血税を当たり前だと思い、反対意見に耳を傾け、計画を見直さないこの有田市行政を信用することができないので反対をするという、つまり賛成しない権利を行使します。

非常に情けないことですが、そのような予算案をこれまでも、これからも賛成をし続けていくのでしょうか。我々議会は本当にこのままでよいのでしょうか。同時に、議会本来の役割を果たせていないことに有田市民も気づくときが来ます。いや、既に気づいているでしょう。

だから、議員定数削減や報酬削減の声が上がるわけです。前12月議会でも申し上げましたが、議会は追認機関ではありません。

このほかにも、第5款農林費、第1項農業費、第3目農業振興費、前年度比3,638万5,000円の減額、減額に賛成できません。

第6款商工水産費、第1項商工費、第2目商工振興費、前年度比59万7,000円の減額、減額に賛成できません。

第3目観光費、前年度比1,845万1,000円の減額、減額に賛成できません。

第2項水産業費、第2目水産振興費、前年度比462万8,000円の減額、減額に賛成できません。

これらの予算案にしても、委員会等でいつも申し上げてきました。「振興とは学術、産業など盛んにすること」、ではなぜ、有田市の振興のために対する予算が減少なのか、このような予算案では、有田市の産業振興に従事されている市民の皆様にも申し訳が立ちません。本気で有田市の1次産業を活性化する、商工業者の手助けとなる施策をとという考えは生まれないのでしょうか。

市長、あなたは「頑張っている人が報われる社会を創る。この考えが自分の政治家としての原点である。頑張っている人に対して行政はどんなサポートができるのか」と、実にすばらしい発言をされています。

「農業・漁業・商工業従事者、本当に皆さん今必死に耐え、頑張っていますよ」。それなのに、どうして減額なのか。あまりにも発言にずれがあるように思いますので、賛成できません。

つまり、学校建設には膨大な税金を投入するが、有田市の基幹には微々たる税金しか投入しないばかりか、減額って、どういうことですか。ですから、賛成できません。

また、第7款土木費、第4項都市計画費、第3目公園費における新都市公園整備工事費1億5,000万、この予算案に対しても容認すると、今後より深い議論もなされず、総工費27億円以上に上る税金が投入されていくわけですが、これだけの巨額な税金を投入するにもかかわらず、より詳細な説明もなく、計画も行われていない。つまり、これもまた皆さん極まりない計画です。それ以上に税金を投入し、整備を必要とする案件が多数あると思われるので、賛成できません。

今年度、財政調整基金から8億8,000万円を取り崩し、昨年とたった2年で計約15億円となりますが、本当に税金を投入すべきなのは一体どこなのか理解できていないようなので、やはり賛成できません。

当初予算案とは、その年の有田市の進むべき道を示した重要な予算です。市長並びに当局の「やるぞ」という姿勢を表したものだとは認識をしておりますが、この予算案が本当に有田市にとって、市民にとって必要なところに税金が使用されようとしているのか。有田市民の税金を返金や全く意味のないところに使用されているもの、説明が足りない、理解ができないものなど、まだまだ本気で見直しが必要な予算が組まれているので、賛成できません。

これらについても、委員会等で指摘をしておりますが、前年の予算そのままにスライドして予算を計上している箇所も多く見受けられ、その予算本当に必要なのか、そのような予算がいまだ多く計上されております。

確かに、スライドを必要とする予算も理解いたします。しかし、予算案の大部分はスライドであり、これでは全国の自治体でも当然のように行われている予算書案作成作業をしているだけで、何ら進歩も改革も見直しもされず、新規事業を上乗せしただけの予算案を作成し、議会へと送り出す。それでは、作業をしているだけで仕事をしていないということになります。もういいかげんにしていただきたい。

我が有田市に限っては、本気で変わる必要があります。本気で予算案を考える必要があります。本気で公僕としての覚悟を持っていただく必要があります。本気で魂を込めて仕事に取り組んでいただく必要があります。できれば、議会延長をして予算を一から組み直してはいかがでしょうか。

それならば、有田市のため、これには賛成いたします。

今、100%を超えている経常収支比率を出している有田市、弾力性のない有田市、本当に必要な改革を行うには、「動く度胸と引く勇氣」この気概なくして有田市の予算案は今後も変わることはないでしょう。ですから、賛成できません。

そのような予算案を結果的に賛成してきた議会はもちろんのこと、議員として取り組んできた約10年間の自分自身を深く反省し、市民の皆様に謝罪をしなければなりません。本当に申し訳ございません。今後は改めて予算案に対し、是々非々で厳しく精査し、無駄だと思われる予算が見受けられる場合には、安易に賛成することのないよう懸命に努めてまいります。ですから、誰に何を言われても有田市のために本予算案は賛成できません。

また、今後の有田市の財政状況を鑑みたときに、自主財源の増加も見込めない依存財源や、いつまでこの制度が継続されるのか不明なふるさと応援寄付金を頼りに行財政運営を進めていくのも、極めて愚かな行為であると同時に、有田市にとって最大の原動力となる1次産業の振興予算、それらに減額を強いるという意味不明な行為であると思われるため、賛成できません。

日々変化する社会情勢、10年後、20年後の有田市が置かれている状況等を見据えた行財政運営に取り組む必要があるといいかげん考えたらどうですか。そのような考えもいまだ真剣に伝わってこない。

また、「令和3年度当初予算案の主な新施策」20ページを御覧ください。（これの最後のページです。）ここには責任ある行財政運営で仮試算をして、財政と投資のバランスを今後10年にわたり試算をしています。ふるさと応援寄付金頼みで明確な根拠もなく、それに市長、あなた自身、4年後は市長なのかどうかも分からない。市長在職中の令和6年までの仮試算ならまだしも、今後の社会情勢がどのように変化していくのか、予想もできない中で、まさに「まやかしの仮試算」であり、自己満足にしかすぎません。こういうのを仮試算というのではなく、ただの根拠なき目標、こんなふうには運営できればいいのになという、ただのイメージ図というんです。

仮だからよい、その思考があまりにも稚拙で、有田市民をばかにした試算ですから賛成できません。

よって、有田市のためにならないこの令和3年度一般会計予算案の一部を認めるわけにはまいりませんので、全力をもって賛成できません。予算編成権を持つ市民から選ばれた市長、その市長から提案された予算案、その予算案をさらによいものにと議会は精査し、提言をし、時には修正をしていただく。また、1円でも有田市のため、市民のためにならない予算があると判断をした場合、その予算執行を認めない。その役割が市長と同じく市民から選ばれた我々15名の議員に課せられているということ。いいですか、「我々15名の議員の賛否によって有田市の行く末が決定されていくんです」。市長が決めているのではないんです。当初予算だから反対できない。だから賛成する。あまりにも無責任です。

二元代表制の役割を履き違えてはなりません。市長や職員を責める前に、これまでの議会の対応に問題があったと言うべきです。責められなければならないのは、むしろ我々議会ですよ。

最後に、議会は追認機関であってはならない。議会としてまことの責務を果たすこと、それにより議会の意味、価値、重要性、必要性、そして何より存在意義が高まるのではないのでしょうか。全ては議決権を行使する立場にある我々議会の責任なのです。そのことを強く申し添え、以上、反対討論といたします。

○議長（生駒三雄君） これにて、6番池田敦城君の反対討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより各案件の審議に入ります。

まず、日程1、議案第2号であります。

これより議案第2号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程2、議案第3号であります。

これより議案第3号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程3、議案第4号であります。

これより議案第4号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程4、議案第5号であります。

これより議案第5号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程5、議案第6号であります。

これより議案第6号を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程6、議案第7号であります。
これより議案第7号を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程7、議案第8号であります。
これより議案第8号を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程8、議案第9号であります。
これより議案第9号を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程9、議案第10号であります。
これより議案第10号を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程10、議案第11号であります。
これより議案第11号を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程11、議案第24号であります。

これより議案第24号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、日程12、議案第14号であります。

これより議案第14号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 起立多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、日程13、議案第15号であります。

これより議案第15号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、日程14、議案第16号であります。

これより議案第16号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、日程15、議案第17号であります。

これより議案第17号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、日程16、議案第18号であります。

これより議案第18号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、日程17、議案第19号であります。

これより議案第19号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、日程18、議案第20号であります。

これより議案第20号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、日程19、議案第21号であります。

これより議案第21号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、日程20、議案第22号、初島財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

これより議案第22号を採決いたします。

議案第22号について、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号はこれに同意することに決しました。

次に、日程21、議案第23号、副市長の選任についてを議題といたします。

これより議案第23号を採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（生駒三雄君） ただいまの出席議員数は議長を除き14人であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（生駒三雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（生駒三雄君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする方は「賛成」と、否とする方は「反対」と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席順に投票をお願いいたします。

〔議員投票〕

○議長（生駒三雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（生駒三雄君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に15番浜口元司君、1番中西登志明君のお二人を指名いたします。両君の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（生駒三雄君） 投票結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成14。

反対ゼロ。

以上のとおり、全員賛成であります。よって、本案は原案に同意することに決しました。

次に、日程22、発議第1号、有田市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を願うことにいたします。

10番堀川明君。

○10番（堀川 明君） 発議第1号の提案理由の説明を行います。

本案は、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を推進する環境整備を整える観点から、住民が議員として活動するに当たって制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席理由として、育児、介護、看護等を明文化するとともに、出産について産前産後期間にも配慮した規定の整備を図ったほか、行政手続等において、原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名押印の見直しを行ったものであります。

議員各位におかれましては、御理解の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（生駒三雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより発議第1号の質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

発議第1号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに審議にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、発議第1号は委員会の付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより発議第1号を起立により採決いたします。

発議第1号について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程23、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件については、会議規則第167条第7項及び第2項の規定により、お手元へ配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、議員を派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議員派遣の件が議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されました。

次に、日程24、各委員会の閉会中の継続審査及び調査についてであります。

各委員会委員長から会議規則第111条の規定により、お手元へ配付の申出書のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査をしたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会委員長の申出のとおり、それぞれの閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

次に、このたび本年度末をもって退任されます水道事務所長江川敦夫君、地籍調査課長栗山京三君ほか12名の方々に対しましては、高いところからではございますが、一言感謝の御礼の言葉を述べさせていただきたいと思います。

皆様方には、本当に長い間、有田市職員として市民の福祉向上のために貢献され、率先して本市行政の発展に御尽力をいただきましたこと、誠にありがとうございます。今後は、皆様方の後を継いで任に当たる後輩諸君に対し、末永く御指導いただくとともに、市政発展に対しまして格段の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりにになりましたが、これまでの行政経験を生かし、新たな分野で、また地域社会の中核となって御活躍をいただきますよう御期待申し上げます。重ねて皆様方の御健勝と御多幸を御祈念いたしまして、送別の言葉といたします。どうも御苦労さまでございました。

（拍手）

このたび副市長の選任の同意を得ましたので、田代利彦君から発言の申入れがありますので、これを許すことにいたします。

田代副市長。

○副市長（田代利彦君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御礼を申し上げます。

議員の皆様方には、副市長選任議案につきまして御同意を賜り、厚く御礼申し上げます。

大変身に余る光栄でございまして、改めて重責を感じるとともに、身の引き締まる思いでございます。本市は今、将来のまちづくりを進めていく中で大きな転換期と申しますか、非常に重要な時期を迎えております。その中で、望月市長の下、私自身補佐役としてしっかりと組織をまとめながら、職員一丸となって多様化する行政課題、行政ニーズに対応してまいり所存でございます。

もとより未熟者でございますけれども、しっかりと信念を持って職責を全うする覚悟でございますので、議員の皆様方におかれましては、引き続きの御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。私からの御礼の御挨拶とさせていただきます。今後とも何とぞよろしくお願いたします。（拍手）

○議長（生駒三雄君） 田代副市長の挨拶は終わりました。

これにて今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、会議規則第8条の規定により本日の会議を閉じ、令和3年有田市議会3月定例会を閉会いた

します。

午前 11 時 32 分 閉会